出雲市いじめ防止基本方針

平成26年2月

出雲市

目 次

はじめに

第 1	市のいじめの防止等に対する基本的な考え方・・・1	
1	基本理念	1
2	いじめの定義	2
3	基本的な方針	2
4	 (1) いじめの防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの対処 (4) 家庭や地域との連携 (5) 関係機関との連携 いじめの問題に対する役割 	3
	(1)出雲市(2)学校及び学校の教職員(3)保護者(4)児童生徒(5)地域	
第2	市が実施する施策 ・・・・・・・・・・5	
1	子どもを見守る環境を整える	5
	(1) いじめの防止のための関係機関との連携 (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置 (3) 通報及び相談体制の整備 (4) 関係機関、家庭、地域、民間団体との連携強化 (5) 教職員等の資質・能力の向上 (6) いじめの実態の周知 (7) 学校相互間の連携の促進 (8) 保護者に対する支援	
	(9) 学校と家庭、地域との連携協働体制の構築 (10) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検	
2	いじめを未然に防ぐ	6
_	(1)学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成 (2)児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援 (3)インターネットを通じて行われるいじめへの対策	O
3	いじめに対処する	8
	(1) いじめに対する措置 (2) 重大事態への対応 (3) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置	
第3	学校に実施を求める取組 ・・・・・・・・9	
1	学校いじめ防止基本方針の策定	9
2	いじめの防止等の対策のための組織の設置	10
3	いじめの防止等に関する措置	10
	(1) いじめの防止(2) 早期発見(3) いじめに対する措置(4) 重大事態への対応(5) その他の留意事項	

はじめに

いじめは、人間の尊厳、人権に係る重大な問題行動であり生命又は身体に重大な危険を生じさせる行為である。いじめを受けた児童生徒は、生きる権利、教育を受ける権利を著しく侵害されるとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を受ける。このような行為を許すことはできない。

そのため、出雲市(以下「市」という。)は、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、出雲市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)を策定した。

本方針は、市のいじめ防止に対する考えを、市内の全ての公立小・中学校(以下「学校」という。)及び保護者、地域に対して示すとともに、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて積極的に取り組む姿勢を示すものである。

第1 市のいじめの防止等に対する基本的な考え方

1 基本理念

いじめの防止等の対策に取り組むにあたっては、学校、家庭、地域が互いに手を結びながら児童生徒一人一人の人権感覚を培い、いじめを見抜く感性やいじめを行わない、行わせない、許さない態度を育てていくことが必要である。

いじめを防止するためには、まず学校において、日頃から、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図ることが大切である。また、個に応じたわかりやすい授業を行うなど、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきと学校生活を送ることができるようにしていくことが重要である。

いじめが発生した場合の対処については、早期発見・早期対応が前提であり、さらに対応の充実を図る必要がある。対応については、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていくことが大切である。

市では、本市教育の推進にあたり、以下の基本理念及び目指す子ども像を定めている。

家庭・地域・学校で育む出雲の教育 ~出雲の未来を切り拓くしなやかでたくましい人づくり~

目指す子ども像

- 1. 豊かな心と健やかな体をもち、自信をもって生きぬく子ども
- 2. 郷土への誇りと愛着をもち、社会の発展に寄与する子ども
- 3. 確かな学力と豊かな創造性をもち、広い視野で世界にはばたく子ども

いじめの防止は、こうした市の目指す子ども像実現に繋がるものであり、様々な取組を通して児童生徒同士の心の結びつきを強め、社会性を育む教育活動を進めていくことが必要である。

2 いじめの定義

いじめの定義について、法では次のように定めている。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・ 形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要であ る。

3 基本的な方針

(1) いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要であり、学校関係者間のよりよい人間関係の構築が必要である。

このため、学校においては教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合うといった人権意識を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。全ての児童生徒が安心でき自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、家庭においても、就学前も含めて子どもに規則正しい生活習慣を身につけ させたり温かな関わりの中で豊かな心を育んだりする中で、自尊感情や人権意識を 培っていくことが必要である。

さらに、地域においても地域行事等を通して子どもたちの様々な体験の場や地域の大人とふれあう場を積極的に設け、地域の良さを味わわせ、子どもたちの豊かな心や人を慈しむ心を育てるとともに、規範意識の醸成を図ることが望まれる。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員や保護者など全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から的確に関わりを持ち、児童生徒の訴えを真摯に受けとめ、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は、児童生徒がいじめ問題や悩みなどを安心して 教職員等に相談することができるよう、日頃から信頼関係を構築するとともに、ア ンケート調査を工夫して実施することや定期的な教育相談の実施、相談窓口の周知 等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切である。また、 家庭においては、子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな変化も見逃さない意識を持つとともに、地域においては、第三者への通報、相談窓口を有効に活用し、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、また疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や出雲市教育委員会(以下「教育委員会」という。)への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図り、継続的に対応していく。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処のあり方について、 理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対応を可能とす る体制整備も必要である。

さらには、いじめの事実関係の把握をすみやかに行い、再発防止に向けて対策を 講じていくことが必要である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。たとえば、PTAや放課後児童クラブ、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、地域学校運営理事会を活用するなど、体制を整備していくことが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働して取り組むことが必要である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要である。そのため平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催などにより、情報共有体制の構築を図らなければならない。

たとえば、教育相談については、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図り、法務局など学校以外の相談窓口についても児童生徒、保護者へ適切に周知することも重要である。

4 いじめの問題に対する役割

(1) 出雲市

市は、法が示す基本理念にのっとり、県や関係機関と協力しつつ、状況に応じて 啓発や関係機関との連携などの施策を策定し、実施する。また、いじめ問題に対し て、学校への適切な支援・指導を行う。

(2) 学校及び学校の教職員

学校及び学校の教職員は、法が示す基本理念や市の基本方針にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、警察等関係機関との連携を図りつつ、学校全体で人権に関する知的理解と人権感覚を高め、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる児童生徒の育成を図りながら、いじめの防止に取り組む。

学校の教職員は深い児童生徒理解に基づき、日常から児童生徒の表情や言動、表に出にくい気持ちの部分についても細やかに観察をする。そして、児童生徒のささいな変化を見逃さず、いじめを見抜く力を養うことが重要である。また、日頃から児童生徒との信頼関係を築くよう努力し、悩みや苦しみを気軽に相談することができる人間関係を醸成しておく。当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、何よりもいじめを受けた児童生徒に対して親身に接し、いじめは絶対に許さないという教職員の強い決意のもと、全校体制で対応していく。

(3) 保護者

保護者は、就学前の段階から、親子間のコミュニケーションを図り、基本的な生活習慣を身につけさせるなど家庭での教育を通して、その保護する子どもがいじめを行うことがないよう、いじめを傍観することがないよう、自尊感情や人権意識が豊かな子どもを育てていく。また、保護者は、子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな変化も見逃さない姿勢を示し、日頃から、悩みなど何でも気軽に本音で話し合うことができる関係づくりに努める。

また、保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合には、適切に子どもをいじめから保護をするとともに、学校や関係機関等に相談し、支援等を受けるものとする。周りのいじめについてもすみやかに関係機関に相談するなど、必要な措置をとる。

保護者は、国、島根県、市、学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

(4) 児童生徒

児童生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努める。児童会、生徒会が中心となって、いじめの未然防止に向け、児童生徒自身が自らの人権意識を高める活動を行っていく。また、いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は、担任や保護者、相談窓口などに相談する。

(5) 地域

地域は、法が示す基本理念にのっとり、「地域の子どもは、地域で育てる」という 姿勢で、住民が一体となり学校と協力し、地域全体で子どもを見守る。声かけや、 地域行事などの活動を通して、温かいふれあいのある雰囲気やいじめを許さない雰 囲気を醸成していく。また、地域に伝わる伝統行事やイベント等を通して、子ども が地域の人やものなど地域のよさを味わい、地域の人や機関等とつながっていると いう所属感や安心感を持つことができるようにする。

第2 市が実施する施策

1 子どもを見守る環境を整える

(1) いじめの防止等のための関係機関との連携

市は、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している出雲市子ども・若者支援 協議会等において、いじめの防止等に関係する機関及び団体がいじめの問題に対す る課題等を共有することで、さらなる連携を図るよう努める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

市は、法第14条第3項の規定に基づき、市の基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会に「出雲市いじめ問題対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(3) 通報及び相談体制の整備

市は、教育委員会、学校の他に以下の関係機関等における相談窓口について、児童生徒や保護者に対し、周知を徹底するとともに、スクールカウンセラー等の配置を行い、相談体制の充実を図る。

出雲市子ども・若者支援センター

出雲市隣保館

人権擁護委員

民生委員・児童委員、主任児童委員

出雲児童相談所

出雲警察署生活安全課

松江地方法務局出雲支局

(4) 関係機関、家庭、地域、民間団体との連携強化

市は、いじめの防止等のための対策が関係者の連携によって適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域及び民間団体の間の連携を強化するとともに、地域で子どもの悩みや相談を受けとめる場がつくられていることなどについても周知を図る。

(5) 教職員等の資質・能力の向上

市は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、 県と連携して研修の充実や生徒指導担当者研修会等を通して教職員の資質能力の向 上を図る。

(6) いじめの実態の周知

市は、学校におけるいじめ事案の状況の把握に努め、認知件数等の必要な事項について公表する。

(7) 学校相互間の連携の促進

市は、いじめが複数の学校に関係する場合、それぞれの学校がいじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言ができるよう、学校相互間の連携の促進を図る。

(8) 保護者に対する支援

市は、保護者が、「いじめを行わない。いじめを許さない」といった子どもの人権 意識を養うための指導等を適切に行い、いじめから守るための適切な関わりができ るよう、保護者を対象とした啓発活動を推進したり相談窓口を設けたりするなど、 家庭を支える取組を行う。

(9) 学校と家庭、地域との連携協働体制の構築

市は、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや民生委員・児童委員、主任児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団など地域の関係団体との情報交換等を密に行い、連携を促進する。

また、地域学校運営理事会を中心に、地域の子どもの健全育成が図られ、いじめの 防止等への取組について、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を支援す る。

(10) 学校におけるいじめの防止等への取組の点検

市は、学校におけるいじめの実態把握の取組状況やその解決、再発防止に向けての取組状況を点検するとともに、県と連携して、教職員向けの指導資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

① 学校評価、教職員評価

学校評価において、学校がその目的を踏まえ、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握が促進され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価することができるよう、また、評価結果を踏まえてその改善に取り組むことができるよう、必要な指導・助言を行う。

教職員評価において、管理職がいじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、 日頃から児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価することができるよう、実施要項の策定や評価記録書の作成を行うとともに、各学校における教職員評価への必要な指導や助言を行う。

② 学校運営改善の支援

市は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、学校事務の共同実施の推進や教職員研修の精選を図り、教職員が児童生徒に接する時間を確保する。また、本市の全ての学校に設置している地域学校運営理事会※と連携し、いじめをはじめとする、学校が抱える教育課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

※地域学校運営理事会…地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に 参画するシステム。

2 いじめを未然に防ぐ

(1) 学校の教育活動全体を通じた人権意識の高揚と豊かな心の育成

いじめを未然に防ぐためには、児童生徒に社会性や規範意識、集団における関わりの

中で自尊感情や人権意識を高め、思いやりなどの豊かな心を育むことが大切である。このために、学校では教育活動全体を通じて人権教育や道徳教育、ふるさと教育などの充実を図り、同和教育を基底に据えた取組を行うとともに、積極的な生徒指導を推進していくことが必要である。

市は、県と連携して人権教育や道徳教育に関する教職員の指導力の向上のための施策を推進し、地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取組を支援する。また、学校教育活動における集団宿泊体験、ボランティア活動等やキャリア教育を視野に入れた様々な体験活動の推進を支援する。さらには、生徒指導や教育相談を推進するための体制を整備する。

(2) 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の支援

いじめをはじめ学校でおこるさまざまな問題を児童生徒自身が主体的に防止し、よりよい人間関係を築いていくように児童会・生徒会活動を支援する。

- ① 市内中学校生徒会の役員を集め、いじめ問題等の解決に向けて、自校の生徒会活動に生かすことができるような取組の情報交換の場や市内全ての中学校がいじめの 撲滅に向けての実践行動につながる宣言を行う場を設定する。
- ② 児童会・生徒会担当教員に対して、いじめの未然防止と人権意識の高揚を図るための研修の場を設定する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ① インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を目指し、携帯電話等の適正な利用に関する指針を策定し、学校、家庭、地域が連携・協力して、児童生徒に対する情報モラルや情報活用能力に関した指導の徹底を図る。
- ② インターネットを通じて行われるいじめの監視などにより、発見されたいじめの 事案に対し、学校が適切に対応することができるよう支援する。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめの防止、効果的な対処について、保護者、 教職員に対してそれぞれに、講演会・研修会等を実施する。
- ④ リーフレットの配布等を通して、インターネット等に関する最新情報や危険性、トラブルへの対策等について周知・啓発を行う。
- ⑤ 学校が児童生徒、保護者等に対して行う研修会等へ講師紹介等の支援を行う。
- ⑥ 児童生徒及びその保護者、学校関係者等が、インターネット等の利用の中で、誹謗、中傷など関係者を傷つけるおそれのある情報を得た時は、すみやかに学校又は教育委員会に報告することを呼びかけ、相互に見守る仕組みを整備する。

3 いじめに対処する

(1) いじめに対する措置

市は、学校においていじめ又はいじめが疑われる事案が起きた場合、学校がいじめを受けた児童生徒への支援及びいじめを行った児童生徒への支援や指導を行うこと、また、その保護者に対する助言等を適切かつ継続的に行うことについて、必要に応じて支援する。

また、学校におけるいじめへの対応の状況について、必要に応じて調査するとともに適切な措置がとられるよう指導・助言を行う。

(2) 重大事態への対応

① 重大事態の意味

次に示す場合を、いじめが行われた際の「重大事態」と受け止め、適切に対応する。 ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害 が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合など
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は日数にかかわらず、適切に判断する。
- ウ 児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった とき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えな い」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告、支援

学校においていじめ又はいじめが疑われる事案が起きた場合、学校がそのいじめ の事案について国の示す基準に照らし合わせて適切に重大事態と判断できるよう学 校を指導する。

学校において重大事態と認められるいじめの事案が発生したときは、教育委員会は、当該学校から報告を受け、その内容をすみやかに市長に報告する。また、当該学校において重大事態に対応するために必要な指導及び支援を行う。

③ 事実関係を明確にする調査の実施

重大事態が発生した場合は、重大事態に至る要因となったいじめの行為が、いつ、 誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の 人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど の事実関係を、可能な限り明確にするために、法第28条第1項の規定に基づき設 置する委員会において調査を実施する。

調査組織の設置においては、その構成員は、案件に応じて弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識を有する者を充てる。当該いじめ事

案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)から選任 し、当該調査の公平性・中立性を確保する。

調査において、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができる場合は、その児童 生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先に考え、調査による事実関係の確 認とともに、すみやかに教育委員会に報告し、教育委員会、学校、関係機関等が連携 して、いじめを行った児童生徒への指導を行い、問題の解決を図る。

また、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りができない場合は、その児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き、当該保護者と今後の調査について協議し、調査を行う。特に児童生徒の自死という事態が起こった場合の調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議)を参考に、遺族の気持ちに十分配慮する。

調査の結果については、市長に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒やその保護者から調査の結果を踏まえての所見の提出を希望される場合は、その所見を添えて市長に報告する。

④ 調査報告を受けた市長による再調査及び措置

市長は、報告を受けた後、必要があると認めるときは再調査を行う。その調査の結果については議会に報告する。

また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る事案への対処や新たな重大事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

⑤ 再発防止の措置

教育委員会は、上記調査の結果を踏まえ、いじめの再発防止のため、当該学校への指導・助言等、適切な措置を講ずる。

(3) いじめを受けた児童生徒のために必要な措置

市は、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条(同法第49条の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、必要な措置をすみやかに講ずる。

第3 学校に実施を求める取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、国の基本方針、島根県が策定したいじめの防止等のための基本方針、市の基本方針を参考にして、それぞれの地域性や校区の実情を踏まえ、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として定める。

策定にあたっては、教職員だけでなく保護者や地域の人にも参画を求め、また、児童生徒の意見を取り入れるなどして組織的に取り組むよう努める。さらに、策定の過程において、策定作業を児童生徒理解のための校内研修の一環としても位置づけ、教

職員の資質能力の向上を図るとともに、PDCAサイクル*を学校基本方針に盛り込み、より実効性の高い方針とする。

※PDCAサイクル…Plan/Do/Check/Action の頭文字をつなげたもので、 計画 (Plan) →実行 (Do) →検証 (Check) →改善 (Action) の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置する。

組織の設置にあたって、当該組織はいじめの防止等の中核となる組織として、的確 にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応する体制とする。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① いじめの防止に対する環境づくりや継続的な取組

児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒にいじめを行わせないためには、未然防止にすべての教職員が取り組んでいくことが必要である。

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍することができるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことが未然防止の基本となる。そのために、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査などで検証したりして、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

② いじめの防止のための取組

ア 保幼小中高の連携を密にし、就学前の段階を含めて、子ども同士の人間関係 に関わる情報の共有を図り、環境づくりに生かす。

- イ いじめの原因・背景、具体的な指導などについて、校内研修や職員会議等で、 平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒にも、全校集会や学級 活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許 されない」との意識を学校全体に醸成していく。
- ウ 児童生徒がいじめを行わないよう学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養うとともに、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- エ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを 踏まえ、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍でき る集団づくりを進めるとともに、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- オ 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努める。また、児童生徒の自己肯定感が高められるよう、困難な状

況を乗り越えるような機会を積極的に設けていく。

- カ 児童会生徒会活動の充実と積極的な活用を通じ、人権集会を開催するなどして、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- キ 学校において、楽しい学校生活を送るためのアンケート調査を定期的に実施 し、学級集団の課題を明らかにし、学校が組織的に対応することによって、児 童生徒が学校生活への満足度を高め、安心して充実して過ごすことができる学 級・学校づくりを図る。
- ク 所轄警察署等と連携し、少年補導職員や出雲市子ども・若者支援センター少年委員等によるいじめ防止も見据えた非行防止の取組を推進する。

③インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ア インターネットを通じて行われるいじめの未然防止を目指し、児童生徒に対 する情報モラルや情報活用能力に関した指導の徹底を図る。
- イ インターネットを通じて行われるいじめが発見された場合には、早急かつ適 切に対応する。
- ウ インターネットを通じて行われるいじめの防止、効果的な対処について、児 童生徒および保護者に対して研修会等を実施する。
- エ 児童生徒及びその保護者等、学校関係者が、インターネット等の利用の中で、 誹謗中傷など関係者を傷つけるおそれのある情報を得たときは、すみやかに学 校又は教育委員会に報告することを呼びかけ、相互に見守る仕組みの整備に努 める。

(2) 早期発見

① いじめの積極的な認知と情報の共有

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、すみやかに情報を共有し、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。決していじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そのために、深い児童生徒理解に基づき、児童生徒一人一人の表情や言動はもとより、その根底にある気持についても理解しようと努めるとともに、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

② いじめの早期発見のための措置

- ア 学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
 - ・ 無記名式のアンケートやすみやかに実施・集計することができる学校独自 の簡単なものを繰り返し実施するなどして、正確な実態把握に努める。
 - ・ 学期末等、定期的に実施する生活アンケートやよりよい学級集団づくりを 目指して実施するアンケート調査を活用する。
- イ 日頃から児童生徒との信頼関係づくりを心がけ、児童生徒がいじめを訴えや すい雰囲気をつくる。

- ウ 児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を整備 したり、休み時間や放課後の児童生徒の日常の様子に目を配ったりするなどし て早期発見に努める。
- エ 日頃から保護者の思いに誠実に応えるよう努め、その積み重ねによって保護者との信頼関係を築き、保護者からいじめ等の相談を受けやすくする。
- オ 保護者にチェックシートの活用を促し、保護者が家庭でいじめを発見し、学 校や関係機関へ(電話相談を含める)相談することができるようにする。
- カ 校内研修において、ロールプレイング(役割演技)など体験的な研修の場を 設定するなどして、教職員の児童生徒理解を深め、いじめを見抜く力の向上を 図る。

(3) いじめに対する措置

① いじめに対する組織的な対応及び指導

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。 その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒に対しては、 安全を確保し、いじめから守ることが大切であり、いじめを行った児童生徒に対 しては、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、校内のいじめに対応する組織に報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、すみやかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを行った児童生徒・いじめを受けた児童生徒の保護者に連絡する。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切に援助を求める。

③ いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その後、家庭訪問等により、できるだけすみやかに保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の対応等について情報共有を行う。その際、不安を取り除くなど心のケア等の対応も行う。あわせて、いじめを受けた児童生徒にとって親しい友人や信頼できる人(教職員、家族、地域の人等)と連携し、当該児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じて、心理や福祉の専門家、民生委員・児童委員、主任児童委員、弁護士、教員経験者、警察官経験者等外部専門家の協力を得ながら継続的な支援を行う。

④ いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、全教職員が連携して対応し、その再発を防止する措置をとる。また、保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納

得を得たうえで協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、出席停止や懲戒、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童生徒に過度の心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう一定の教育的配慮を行う。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

すべての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できる、安全・安心が確保されている集団づくりを進めていくことが大切である。

そのうえで、いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを 傍観していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめ をやめさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。は やしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに荷担 する行為であることを理解させる。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、学校内外の情報に対して敏感に把握するようにし、児童生徒がインターネット上においてトラブルに巻き込まれていないか監視する事業等が活用できる場合には、その情報を活用するなどして早期発見に努めるとともに、被害の拡大を避けるため、直ちに削除するなどの措置をとる。その際、必要に応じて、法務局や警察等と適切な連携を図る。SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)や携帯電話のメールを利用したいじめなどへの対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図るとともに保護者への啓発を行う。

(4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、すみやかに教育委員会に報告する。重大事態と認められるいじめの事案についての調査は教育委員会が対応し、委員会が調査を行う。

学校は教育委員会及び委員会の行う調査等に協力し、指導及び支援を受け、適切に対応する。

(5) その他の留意事項

① 組織的な体制整備

いじめへの対応は、一部の教職員が抱え込むのではなく、学校に置かれたいじめ防止等の対策のための組織を中心として、校長のリーダーシップのもと情報を共有しながら学校全体の問題として取り組む。

② 校内研修の充実

すべての教職員のいじめの問題等に関する共通認識を図るため、文科省発行の 資料等を活用し、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修 を少なくとも年に一回以上行う。

③ 学校相互間の連携体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合、学校同士が情報共有を図り、いじめを受けた児童生徒、その保護者やいじめを行った児童生徒、その保護者に適切に支援、指導や助言できるよう、学校相互間の連携・協力を行う。

④ 家庭や地域との連携及び保護者への支援

学校基本方針等について地域の人や保護者の理解を得るよう努める。また、学校とPTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、放課後児童クラブ、スポーツ少年団などや地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設け、地域学校運営理事会等を活用するなどして、家庭や地域と連携した対策を推進する。